

# 令和6年美郷町議会議事録

## 第2回 定例会 (第1号)

招集年月日	令和6年 6月 3日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	令和6年 6月 3日 午前 9時30分				
		副議長 福島 教次郎				
	散会	令和6年 6月 3日 午前 10時13分				
		副議長 福島 教次郎				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員  出席 10名 欠席 1名  凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	議長 (6)	原 克 美	△	8	藤 原 修 治	○
	副議長 (7)	福島教次郎	○	9	山 本 幹 雄	○
	2	牛 尾 博 文	○	10	籾 根 正 一	○
	3	藤 原 み どり	○	11	佐 竹 一 夫	○
	4	日 高 学	○	12	西 嶋 二 郎	○
	5	中 原 保 彦	○	/	/	/

会議録署名 議員	11番	佐竹一夫	12番	西嶋二郎
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	嘉戸隆	住民課長	志村幸恵
	副町長	山根啓史	健康福祉課長	石田圭司
	教育長	阿川俊治	産業振興課長	行田将士
	総務課長	中原輝文	美郷バレー課長	安田亮
	企画推進課長	行田綾子	建設課長	三上智央
	情報・未来技術戦略課長	佐竹一輝	大和事務所長	吉村猛
	美郷暮らし推進課長	永妻孝司	教育課長	旭林修範
	会計課長	森原健次		
職務により議会に出席 した者の職・氏名		議会事務局長 井原武徳 議会事務局員 大畑真紀		
議事日程		別紙のとおり		
会議に付した事件		別紙のとおり		
会議の経過		別紙のとおり		

# 令和6年美郷町議会第2回定例会議事日程

## (第1号)

令和6年6月3日(月) 午前9時30分開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	会期の決定
3	行政報告
4	請願の委員会付託
5	議案の上程、説明 【条例案】 議案第36号 美郷町税条例の一部を改正する条例の制定について 議案第37号 美郷町農業生産施設条例の一部を改正する条例の制定について 【予算案】 議案第38号 令和6年度美郷町一般会計補正予算(第2号) 議案第39号 令和6年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) 議案第40号 令和6年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) 議案第41号 令和6年度美郷町簡易水道事業会計補正予算(第1号) 【一般事件案】 議案第42号 財産の取得について 議案第43号 町道路線の認定について 議案第44号 美郷町農業委員会委員の任命について

(開 会 午 前 9時30分)

●福島副議長

おはようございます。

初めに、ご報告申し上げます。原議長、病気療養のため欠席届が出ておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私、福島が議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

ただ今の出席議員は10名でありますので、定足数を満たしております。

これより令和6年美郷町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番・佐竹議員、12番・西嶋議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日3日から11日までの9日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●福島副議長

ご異議なしと認め、本定例会の会期は、本日から11日までの9日間とすることに決しました。

日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを受けたいと思います。

●福島副議長

番外、町長。

●嘉戸町長

議員の皆様おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、5点報告をいたします。

1点目に、美郷バレーの2つの取組みについて申し上げます。1つ目は、獣害対策の2つの新商品の開発です。美郷バレー参画企業である株式会社テザックとおおち山くじら研究所が協力をして、ワイヤーメッシュと電気柵を組合せた複合柵の接続部材2種類を開発いたしました。この製品は、町内2カ所の畑を実証地に5年をかけて開発をしたものです。開発にあたっては、「楽ちん」「設置や管理の省力化」に力点を置き、特に高齢者や女性の作業負担軽減につながるものとなりました。5月22日に製品発表会を行い、5月24日の美郷町連合自治会長会議でも、設置の実演も含めて紹介をいたしました。販売は、美郷バレー参画企業であるタイガー株式会社や、JAしまねおおち地区本部で行われます。美郷バレーキャラバンを通じた町内普及や、10月に予定しています美郷バレー山くじらフォーラムなどで幅広くPRをしてまいります。2つ目は、JR西日本との森林再生実証実験です。5月14日に、JR西日本株式会社と確認書を締結し、JR西日本が町内に所有する鉄道林での森林再生実証実験に取り組むことといたしました。

た。この実証実験は、JR西日本として初めての取り組みであり、広島大学、鳥取大学との共同研究により、鉄道林の森林再生や資源活用に取り組んでいこうとするものです。この実験では、線路敷地を使った重機による木材の搬出、ドローンによる調査などの技術面での課題解決や、獣害対策を考慮した植樹などを計画をされています。場所は美郷町乙原地内の旧三江線竹・乙原駅間で、森林面積は約5.8ヘクタール、林齢約50年程度の杉、ヒノキの人工林が対象となっています。実証実験では、町は、様々な行政手続や獣害対策のノウハウなどの助言を行い、JR西日本は、邑智郡森林組合へ伐採等を委託し、秋頃から伐採作業が行われる予定です。また、木材搬出技術や森林資源活用、獣害対策を考慮した再造林計画の実証、研究等は、広島大学、鳥取大学を中心に実施をします。また、この取り組みは、2月7日に締結しました邑智郡森林組合との林業振興や野生動物対策に関する連携協定を発展させたものであり、また、旧三江線沿線市町で、最長の線路跡地がある美郷町にとって、鉄道林の活用を通じた林業振興、獣害対策につながる可能性があります。そして、全国的な課題である線路廃止後の鉄道林の在り方や活用を探るモデルケースになるとも考えています。様々な分野で産官学民が横断をして連携して課題解決に取り組み、ピンチをチャンスに変え、活性化につなげていきたいと思いをします。

2点目に、バリの町づくりの自治体国際交流表彰（総務大臣賞）の受賞等について申し上げます。5月27日に総務省において開催されました第18回自治体国際交流表彰の表彰式に出席をし、馬場成志総務副大臣から表彰状と記念の盾を授与いただきました。今回の受賞にあたりましては、人口減少という日本の自治体が共通して直面する課題解決のツールの一つとして、国際交流事業を活用している点が、他の自治体の模範となるという点に加え、国際交流を関係人口拡大や移住につなげる取り組みは、先進性、独自性の観点から、また、地域の活性化に資する効果を上げているという点においても、高く評価できるとの好評をいただきました。今年度、「バリの町条例」を制定し、体系的、計画的に施策に取り組み、バリの町づくりを進めていこうとしている絶好のタイミングでの受賞であり、大変嬉しく思います。また、福田康夫元内閣総理大臣が会長を務められている「一般社団法人日本インドネシア協会」を表敬訪問し、山崎紀雄専務理事、西原真司事務局長と面会をいたしました。美郷町の取り組みを説明させていただき、先方からは、「全国で、他に例のない独自性を持ったユニークな取り組みで、異文化を受け入れる風土や、技能実習生受入れなど、他の模範となるもので、感服しました」との、大変光栄な言葉をいただきました。様々なアドバイスもいただくとともに、今後、会員企業・団体をご紹介いただくといった支援のお申し出をいただくなど、大変有意義な意見交換を行うことが出来ました。そして、6月に入り、6月18日には、日本アートマネジメント学会会長、大阪音楽大学特任教授で、元静岡文化芸術大学教授、元読売新聞記者などの経歴をお持ちの松本茂章氏が代表を務められている大阪市の文化と地域デザイン研究所からご依頼をいただき、バリの町づくりや交流の歴史などについて、講演をいたします。また、在大阪インドネシア共和国総領事館へ訪問をし、今年、着任をされたジョン・チャヤント・ブスタミ総領事との面会、意見交換を予定をしています。今回の受賞を励みに、10月に予定しているバリガムラン・フェスティバルはもちろん、バリの町づくりのための施策に積極的に取り組み、滞在人口、活動人口を増やし、町の活気づくりにつなげていきたいと思いをします。

3点目に、子どもの成長支援の新事業について申し上げます。「子育て支援のその先へ」の考え方にたち、予算を倍増した学校給食の質の向上を初め、今年度から、子どもの成長支援の施策の充実に取り組んでいます。4月26日には、猪鹿蝶給食、5月29日には、石見和牛の牛丼給食が提供され、子どもたちから大変好評でした。子どもたちの成長に資することはもちろん、誇ることでできる地元の食材を子どもの頃から口にすることは、ふるさと教育の観点からも非常に有意義なことと感じました。学校給食に続き、子どもの将来に役立つ資格取得の応援事業を新たに始めました。「みさとと。ステップアップ」の通称で、小中学生が対象資格を取得した場合に、その受験料当分を「みさとと。PAYカード」にポイント付与いたします。対象資格は、履歴書等を書くことのできる日本漢字能力検定、実用英語検定、実用数学検定の3つに、バリエーションを持って子どもたち向けにインドネシア語技能検定試験を加えた4つの検定試験です。将来役立つ能力開発や、挑戦を応援し、子どもたちの興味や可能性を伸ばしていきたいと思っております。

4点目に、スマートフォンを活用した自治会連絡ツールの導入について申し上げます。中山間地域である美郷町では、同じ自治会内であっても、家や集落が点在する地域が多くあります。このため、地域内での情報共有、連絡の方法に関する要望、相談を以前より、各連合自治会などからいただいていた。こうした課題の解決のために、スマートフォンを活用した自治会連絡ツールの仕組みを導入します。この仕組みにより、連合自治会を単位に、あらかじめ、会員登録していただくことで、対象となる町民の方のスマートフォンへ連合自治会から直接お知らせを配信することが可能となります。また、この仕組みは連合自治会だけでなく、個別の自治会を単位とした利用も出来ます。さらに、お知らせの配信に加えて、回覧版やイベントの出欠確認、アンケートなど、双方向のやりとりも可能となる予定です。これらを活用することで、地域内での情報共有・連絡の大幅な省力化・効率化を図ることができるものと考えております。この仕組みは、「美郷町公式LINE」と連携をさせ、「役場からのお知らせ」と同じように、お知らせ配信時に個別通知設定ができ、プッシュ型配信ツールとしてご利用いただけます。今後、導入に向けた設定テスト等を行い、早ければ秋ごろには導入ができる見込みです。美郷町公式LINEでは、役場に来庁しなくても、各種の申請ができる「電子申請」や「各種相談機能」など、町民の皆さんの生活に密着したサービスを実施しています。美郷町公式LINEの登録者は、間もなく1万人を超える見込みとなっており、人口比では、全国トップクラスです。スマートフォンをお持ちの町民の皆さんの多くが、既に利用されていると思いますが、未登録の方にも、ぜひ登録をしていただきたいと思います。今後も町民ニーズに応じたサービス機能の充実を図ってまいりたいと思っております。

5点目の工事発注状況につきましては、2月下旬から5月中旬までの状況をタブレットに配信しています。以上で報告を終わります。

#### ●福島副議長

町長の行政報告が終わりました。

日程第4、請願の委員会付託を議題といたします。

本定例会までに受理しております請願は、お手元に配付しております文書表のとおりであります。会議規則第92条第1項の規定により、請願文書表のとおり、所管の委員会へ付託いたしますので、審査、調査をお願いいたします。

日程第5、議案の上程、説明を議題といたします。

本定例会に提案を受けております議案は、条例案2件、予算案4件、一般事件案3件の計9件であります。

議案第36号から議案第44号までの9議案を一括上程いたします。

初めに、議案36号から議案第37号までの条例案2件について、提案理由の説明を求めます。

●**福島副議長**

番外、住民課長。

●**志村住民課長**

ただいま上程いただきました議案第36号、美郷町税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。この度の改正は、地方税法等の法律の改正に伴う関係条例等の所要の改正を行うものでございます。具体的な内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。新旧対照表の1ページをお願いいたします。第34条の7、寄附金税額控除の規程でございます。こちらは、公益信託に関する法律の見直しに伴う所得税法の改正により、公益信託の信託財産とするための支出した一定の寄附金を寄附金税額控除の対象とするなどの措置を講ずるための規定の整理でございます。続いて、2ページの下段、第56条、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告でございます。こちらにつきましては、私立学校法の見直しによるもので、非課税の申告を受ける私立専修学校等を規定する条項が、第64条第4項から第152条第5項に改められたことに伴う規定の整備でございます。続いて、4ページ、附則第4条の2、公益法人等に係る町民税の課税の特例でございます。こちらは、地方税法附則第3条の2の3の条例の性格を踏まえ削除されたことに伴い、規定を削除するものでございます。以上で、新旧対照表での説明を終わります。続きまして本文の改め文2ページの附則でございます。第1条で、この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第34条の7第1項の改正規定及び附則第4条の2を削る改正規定は、公益信託に関する法律の施行日の属する年の翌年の1月1日から施行することとしています。第2条は、町民税の経過措置を規定するものでございますが、詳細な説明は割愛させていただきます。以上で、議案第36号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●**福島副議長**

番外、産業振興課長。

●**行田産業振興課長**

上程いただきました議案第37号、美郷町農業生産施設条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。この条例は、農業生産施設の設置について定めた条例でございまして、次のページにあるように、令和5年度に設置をいたしました宮内2明神共同利用農機具保管施設と笹目共同利用農機具保管施設の2施設を、第2条の表に加えるものでございます。表に加える内容は、名称、宮内2明神共同利用農機具保管施設、位置、美郷町宮内768番地1、建築年度、令和5年度と、名称、笹目共同利用農機具保管施設、位置、美郷町都賀行477番地1、建築年度、令和5年度です。合わせてタブレットに配信をしておりますデータ37の2として、新旧対照表を添付しておりますので、ご確認ください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしてお

ります。以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

●福島副議長

次に、議案第 38 号から議案第 41 号までの予算案 4 件について、順次提案理由の説明を求めます。

●福島副議長

番外、会計課長。

●森原会計課長

上程いただきました議案第 38 号、令和 6 年度美郷町一般会計補正予算第 2 号について、ご説明いたします。本補正は、主に物価高騰対応重点支援給付等に関する事業費、生活保護基準の改正に伴うシステムの改修費用、4 月の定期人事異動による人件費の組替え及びそれに伴う特別会計等への繰出金について計上したものです。予算額は、歳入歳出それぞれ 3756 万 6000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 75 億 5039 万 2000 円とするものです。詳細につきましては、8 ページ以降の事項別明細書にて説明をさせていただきますが、初めに、第 2 表繰越明許費について、ご説明いたします。5 ページをお願いします。款 8 土木費、項 2 道路橋梁費の道路維持事業、除雪車購入ですが、発注にあたりまして、納期を確認したところ、部品調達の関係から、年度内の納期が困難となる可能性があるため、繰越をお願いするものです。限度額は、車両登録諸費用、自賠責保険料等を合わせた 2300 万円です。それでは、主な補正額について、ご説明いたします。歳入について、8 ページをお開きください。款 14 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 民生費国庫補助金、節 1 社会福祉費補助金、生活困窮者就労準備支援事業等補助金、補正額 86 万 6000 円。これは、本年 10 月以降の生活保護基準の改正に伴うシステム改修費に係る補助金です。補助率は 2 分の 1 となっております。次に、目 5 総務費国庫補助金、節 2 総務管理費補助金物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、補正額 3470 万円。これは、低所得者支援及び定額減税補足給付金において、定額減税し切れずに調整給付となるものを 1830 万円。新たに、住民税非課税あるいは均等割のみ課税世帯と、その子ども加算を 1400 万円。これらの支給に係る事務費 240 万円を見込み計上しております。次に、款 18 繰入金、項 2 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金 200 万円。このたびの補正で不足する財源を補うための繰入です。続いて、人件費の増減を除き、主な歳出について説明をいたします。9 ページをお願いします。最下段の款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 6 企画費、説明欄 001 企画費、補正額 64 万 8000 円。これは、バリの町室設置に伴い、バリ文化振興アドバイザー、バリ舞踊指導者の謝金について、款 10 教育費からの組替えと、事業の推進に係る旅費の増額です。11 ページへお進みください。款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、説明欄 016 価格高騰重点支援給付金、補正額 2114 万 1000 円。これは低所得者支援及び定額減税補足給付金のうち、定額減税し切れない所得水準の方への調整給付として、令和 4 年度所得を参考に、給付金として 1830 万円。給付に係るシステム導入費 268 万 4000 円などの事務費 284 万 1000 円を計上するものです。次に、説明欄 019 物価高騰対応重点支援給付金、補正額 1430 万円。内訳は、新たに住民税非課税あるいは均等割のみ課税世帯を 130 世帯と見込み、世帯当たり 10 万円の給付金で、1300 万円。加算となる子どもを 20 人と見込み、1 人当たり 5 万円の加算で 100 万円の計 1400 万円と、事務費を 30 万円計上するもので

す。続いて、最終行の目4 老人福祉費、説明欄 001 老人福祉費、次ページへ進んでいただきまして、他会計繰出金、補正額 47 万 3000 円。これは、後期高齢者医療特別会計の人件費の補正に係る繰出金です。続いて、最下段の項3 生活保護費、目1 生活保護総務費、補正額 173 万 4000 円。令和6 年度生活保護基準額の見直し等に伴うシステム改修にかかる費用です。13 ページへお進みください。款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費、他会計繰出金、補正額 115 万 1000 円。これは人事異動に簡易水道事業会計への繰出金の増です。17 ページまでお進みください。款10 教育費、項6 社会教育費、目1 社会教育総務費、再就業の報奨金、補正額 34 万 8000 円減。これは、先ほど説明いたしましたバリの町室設置に伴う事務移管による予算の組替えによるものです。続いて、目2 公民館費、補正額はゼロ円ですが、公民館整備事業の中で、予算の組替えを行っております。最後に、款14 予備費、項1 予備費、目1 予備費、補正額 8 万 3000 円減。これは、財政調整基金の繰入額を 200 万円としたことによる調整減です。以上で議案第 38 号、令和6 年度美郷町一般会計補正予算第 2 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ●福島副議長

番外。住民課長。

#### ●志村住民課長

上程いただきました議案第 39 号、令和6 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号について、ご説明申し上げます。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 178 万 1000 円を増額し、予算総額を 7 億 1312 万 3000 円とするものでございます。それでは事項別明細書で説明させていただきます。6 ページをお願いいたします。歳入でございます。款13 繰入金、項2 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金、節1 一般会計繰入金、178 万 1000 円を増額でございます。こちらは人件費の増額に伴い、一般会計からの繰入金を増額するものでございます。続いて、7 ページ歳出でございます。款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費 178 万 1000 円を増額でございます。こちらは、人事異動に伴う職員の人件費を増額するものでございます。以上で、議案第 39 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続いて、議案第 40 号、上程いただきました議案第 40 号、令和6 年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号について、ご説明申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ 47 万 3000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 8285 万 6000 円とするものでございます。それでは事項別明細書 6 ページをお願いいたします。歳入でございます。款5 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金 47 万 3000 円を増額でございます。こちらは人件費の増額に伴い、職員給与等繰入金を増額するものでございます。続いて、歳出 7 ページをお願いいたします。款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、47 万 3000 円を増額でございます。こちらは人事異動に伴う職員の人件費を増額するものでございます。以上で、議案第 40 号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### ●福島副議長

番外、建設課長。

## ●三上建設課長

上程いただきました議案第 41 号、令和 6 年度美郷町簡易水道事業会計補正予算第 1 号について、ご説明いたします。1 ページをご覧ください。今回の補正は、4 月の人事異動に伴う人件費の補正となっています。第 2 条、収益的収支及び支出の補正です。収入、第 1 款、水道事業収益の補正予算額を 115 万 1000 円増額し、補正後の額を 2 億 1986 万 8000 円としています。続いて、支出、第 2 款、水道事業費用の補正予定額を 115 万 1000 円増額し、補正後の額を 2 億 1548 万円としています。補正の内容については、補正予算に関する説明書で説明をさせていただきます。次に、第 3 条、議会の議決を得なければ流用することが出来ない経費の補正です。(1) 職員給与費の補正予定額を 115 万 1000 円増額し、予定額を 1476 万 7000 円としています。第 4 条、他会計からの補助金の補正です。これは基準外繰入金で、簡易水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を 115 万 1000 円増額し、9069 万 9000 円としています。次に補正内容について、補正予算に関する説明書で説明させていただきます。3 ページをお願いします。収益的収入及び支出です。収入、款 1 水道事業収益の補正内容です。項 2 営業外収益、目 4 他会計補助金 115 万 1000 円の増額補正です。次に支出です。款 1 水道事業費用の補正内容です。項 1 営業費用 115 万 1000 円の増額補正です。これは 4 月の人事異動に伴う職員の給与、手当などの人件費の補正で、目 5 総係費において補正をしています。なお、この補正により、予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表、予定損益計算書をそれぞれ変更しています。主な変更点を申し上げます。4 ページをごらんください。予定キャッシュフロー計算書は、1、業務活動によるキャッシュフローの賞与引当金 7 万 1000 円増額となり、資金期末残高が 4582 万 3000 円となっています。5 ページをごらんください。予定貸借対照表は、中ほど、負債の部、4、流動負債のイ、賞与引当金が、7 万 1000 円増額となり、101 万円となっています。7 ページをごらんください。予定損益計算書は、2、営業費用、3、営業外収益の額がそれぞれ変更となっていますが、当年度、純利益の額は変更ありません。以上、議案第 41 号、令和 6 年度美郷町簡易水道事業会計補正予算第 1 号について、説明をさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

## ●福島副議長

次に、議案第 42 号から議案第 44 号までの一般事件案 3 件について、順次、提案理由の説明を求めます。

## ●福島副議長

番外、総務課長。

## ●中原議員

はい。失礼いたします。上程いただきました議案第 42 号の財産の取得について説明いたします。このたび取得しようとする財産は、美郷町消防団に配備する小型動力ポンプ付積載車 2 台です。消防団車両につきましては、消防団と協議し、計画的に更新することとしています。その仕様等についても統一しており、このたび取得する 2 台の車両は、軽 4 輪 4WD タイプで、同じ主要装備品です。取得金額は 1522 万 4000 円です。取得方法は指名競争入札により、5 月 30 日に実施しています。指名業者と入札参加業者はともに 4 社で、株式会社スエヒロ島根営業所、株式会社出雲ポンプ、株式会社吉谷、株

株式会社クマヒラセキュリティ松江支店です。この入札により落札した株式会社吉谷と契約し、財産を取得しようとするものです。なお、仮契約は5月31日に締結しています。納期につきましては、車両調達に加え、改造が必要であり、令和7年3月末までとしています。この2台の配備先は、都賀分団の2班上野と都賀行分団の1班都賀行を予定しています。以上で、議案第42号の説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。

●福島副議長

番外、建設課長。

●三上建設課長

上程いただきました議案第43号、町道路線の認定についてご説明いたします。このたび上程した路線は、路線番号457号、路線名は、二多合谷線です。起点は美郷町潮村245番地先。終点は美郷町潮村229番地先でございます。内容については資料でご説明させていただきます。タブレットの43の2をごらんください。下段の航空写真をごらんください。こちらは、町道二多合線の改良前の航空写真になります。この中ほど、赤丸部分が対象箇所です。上段の航空写真をごらんください。町道二多合線の改良工事を終えた航空写真です。下段写真の赤丸部分ですが、路線の線形、幅員の確保の面から、二多合川対岸へ路線を移し改良しています。従いまして、町道二多合線の旧道になる部分の路線認定をお願いするものです。起点は改良工事で新設しましたお鉢水橋左岸付近、終点は二多合橋右岸付近でございます。区間延長は約113メートル、幅員は3.5メートルでございます。以上が、議案第43号でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

●福島副議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

上程いただきました議案第44号、美郷町農業委員会委員の任命について、ご説明いたします。本議案の提案の理由及び内容でございますが、現任期中の農業委員に欠員が生じたため、農業委員会等に関する法律により、新たな農業委員について、選任いたしましたので、法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。農業委員の募集につきましては、令和6年4月11日から5月10日までの間、実施をいたしました。その結果、募集1名に対し1名の推薦がありました。その後、5月13日に候補者評価委員会による評価を行い、美郷町長にその結果を報告し、結果のとおり決定が行われ、このたびの議会において同意を求めため、議案上程となりました。今回、美郷町農業委員会委員に選任いたしました西嶋伸介氏は、住所、島根県邑智郡美郷町比敷11番地13、生年月日、昭和61年2月5日でございます。提案理由は、法律第8条第5項第1号の認定農業者である個人という条項に該当するとして、選任をいたしました。なお、このたび選任した委員の任期でございますが、現農業委員任期の残任期間とし、任命された日から令和8年7月31日までといたします。以上、議案第44号、美郷町農業委員会委員の任命について、議会の同意を求めますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

●福島副議長

全議案の説明が終わりました。

なお、議案に対する質疑は、5日に日程をとりますので、よろしく願いいたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

次の会議は、5日水曜日、定刻より開きます。

本日は、これもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

なお、この後、この後、10時25分より全員協議会を開催いたします。よろしく願いいたします。

(散 会 午 前 10時 13分)